教育委員会／小・中・
高等学校長・教頭　御中
2006／3／15　No139 発行
無断転載　・コピー禁止

教職研修資料

教育情報版

(発行) 教育開発研究所
東京都文京区本郷 2-15-13
TEL（03）3815　7041
http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp

■指導行政のポイント

“民間人教頭”の登用

菱村　幸彦

民間人校長に続いて，いよいよ民間人教頭が登場する。文部科学省は，３月末に学校教育法施行規則を改正し，４月１日より教頭の資格要件を緩和する方針だ。

平成 12 年にも資格要件を緩和

周知のように，平成 12 年に学校教育法施行規則が改正され，教員免許状がないどころか，まったく「教育に関する職」に従事した経験がない人でも，校長に任用できる制度が導入された。この改正により，いわゆる“民間人校長”が生まれ，平成 17 年４月現在，38 都道府県市で累計 100 人の民間人が校長職に登用されている。

じつは，平成 12 年の校長の資格要件の緩和の際，教頭の資格要件も緩和されている。すなわち，従来，各相当学校の教員免許状を有し，かつ，５年以上「教育に関する職」にあった者とされていた教頭の資格要件を，①教員免許状の学校種別は問わない，②教員免許状がなくても，10 年以上「教育に関する職」の経験があれば任用できる，③「教育に関する職」の範囲を拡大する（例えば，学校の事務職員・実習助手・学校栄養職員，専修学校の教員，児童自立支援施設の教育担当者，国・自治体の教育事務担当者などに拡大）と改めた。

しかし，このときは，校長と違い，教頭について，「教育に関する職」にまったく就いたことのない者の登用までは認めなかったため，いわゆる民間人教頭は登用できなかった。

その後，規制改革・民間開放推進会議等から，教頭職にも民間人が登用できるよう資格要件の緩和を求める要請が続き，中央教育審議会でこの問題を審議した結果，平成 17 年 10 月の答申「新しい時代の義務教育を創造する」において「教頭については，民間企業などで培った経営感覚を生かすことが期待される民間人を登用できるよう，資格要件を緩和することが適当である」と提言された。

免許状がなければ授業はできない

この提言を受けて，文部科学省は，教頭の資格要件を緩和し，教員免許状を持たず，「教育に関する職」に就いた経験がない者についても，教頭に採用することができるよう学校教育法施行規則の改正に踏み切るわけである。

資格要件の緩和の方法としては，教頭の資格要件自体を撤廃することも考えられるが，教頭は学校において重要な職責を担うものであり，教頭の職に就く者には一定の資質を有することが求められることから，資格要件の撤廃はしないで，学校教育法施行規則に定める教頭の資格と「同等の資質を有すると認める者」について登用を可能とする方法をとっている。これは民間人校長の場合と同じ法制である。

具体的な教頭の任用は，任命権者の権限と責任において行われる。任命権者は，民間人教頭の採用に当たって，仮にも教頭として不適格な者が登用されることがないよう十分吟味する必要があろう。

平成 12 年の学校教育法施行規則改正の際，文科省の事務次官通知で，「今回の改正により，教頭について，新たに各相当学校の教諭の免許状を有しない者を登用することができることとなるが，教頭が児童生徒の教育をつかさどる場合には，各相当学校の相当教科の免許状が必要であるとの従来の解釈及び運用が変更されるものではない」（平成 12 年１月 21 日文教地 244 号）と示している。つまり，この通知は，各相当学校の相当教科の免許状のない教頭は，授業はできないことを明示している。

この考え方は，今回も変更しない方針であるから，民間人教頭は，「校長を助け，校務を整理する」ことはできるが，「必要に応じて児童（生徒）の授業をつかさどる」ことはできないわけである。

（ひしむら・ゆきひこ＝(財)学習ｿﾌﾄｳｴｱ情報研究ｾﾝﾀｰ理事長）

●3月 27 日刊！●　長谷川元洋【編】安保和幸【法律監修】A5 判 240 頁 2310 円　教育開発研究所・刊
『どう対処する！校長・教頭のための個人情報保護対策』
■研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24 時間受付・即日発送）